

# 株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定

## I 基本業務報酬

### 1. 顧問契約報酬

(消費税込み)

① 税務会計業務報酬	年間取引金額	顧問報酬
	5,000万円未満	44,000円
	5,000万円以上	55,000円
	1億円以上	66,000円
	2億円以上	77,000円
	3億円以上	88,000円
	4億円以上	99,000円
	5億円以上	110,000円
	6億円以上	1億円増すごとに20,000円相当を加算

業務内容:税務相談・経理会計相談・試算表の作成等。  
記帳代行については取引件数により加算があります。

② 決算書作成報酬	年間取引金額	決算時
	5,000万円未満	220,000円
	5,000万円以上	275,000円
	1億円以上	330,000円
	2億円以上	385,000円
	3億円以上	440,000円
	4億円以上	495,000円
	5億円以上	495,000円
	6億円以上	550,000円
	1億円増すごとに50,000円相当を加算	

業務内容:決算相談、総勘定元帳の作成または支援、決算書の作成等。  
法人税・所得税・地方税確定申告書の作成・申告。  
消費税申告がある場合には30,000円を加算します。

### 2. 所得税確定申告書作成報酬

(消費税込み)

① 申告書作成報酬	申告時
年金・給与合算のみ	22,000円
寄付金控除のみ	22,000円
医療費控除のみ	33,000円
住宅取得控除のみ	66,000円
株式譲渡のみ (取引明細1枚に付き)	22,000円～

不動産譲渡所得	年取引高3,000万円未満	110,000円
	年取引高5,000万円未満	165,000円
	年取引高 1億円未満	220,000円
	年取引高 3億円未満	385,000円
	年取引高 3億円超	550,000円～

事業所得及び不動産所得(5棟10室未満/以上は顧問報酬)

白色申告	1,000万円未満	年間121,000円
白色申告	2,000万円未満	年間231,000円
青色申告	1,000万円未満	年間176,000円
青色申告	2,000万円未満	年間341,000円
	2,000万円以上は上記顧問報酬規定に準ずる。	



# 株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定

## IV 相続関係報酬(税理士/行政書士業務)

(消費税込み)

1. 相続手続き報酬 資産の額により増加します  
戸籍調べ/資産調べ/財産目録作成/遺産分割協議書作成  
相続税申告書作成・提出/預貯金解約その他名義変更手続き  
不整形地の専門的評価を行う場合は一筆につき別途55,000円を請求致します  
不動産登記は別途パートナー司法書士へ依頼  
おおよそ遺産の2.0%  
最低220,000円～  
実費加算  
一筆55,000円～
2. 生前財産目録作成報酬  
戸籍調べ/資産調べ/財産目録の作成 220,000円+実費
3. 遺言証人報酬  
公証人役場の立ち合い/同席(証人2名手配) 66,000円+実費
4. 葬儀の執行手続き報酬  
相続人不在時又は相続人の事情により代理する時の手続き代行として 1,100,000円+実費  
<葬儀の執行内容>  
葬儀社への連絡/葬儀の実施/骨壺の保管  
各種関係先への連絡・報告・書類の受取/その他、付随する一切の手続き  
葬儀社等への支払いは別途かかります  
  
<お墓への埋葬>  
墓苑への連絡/四十九日法要後の墓苑への埋葬・立ち合い  
その他、付随する一切の手続き  
墓苑への支払い及び交通費その他付随する支払いは別途かかります

## V 贈与関係報酬(税理士/行政書士業務)

(消費税込み)

1. 贈与税申告書作成・提出/一般的現金贈与/自社株贈与 33,000円+実費
2. 贈与税申告書作成・提出/相続時精算課税制度届出 77,000円+実費

## VI 企業価値評価(株の評価)及び不動産評価

(消費税込み)

1. 株価算定評価 330,000円+実費  
贈与・相続対策/適正売却価格算定  
土地を保有してる場合は一筆につき別途22,000円を請求致します。 一筆22,000円～
2. 不動産評価 220,000円+実費  
贈与・相続対策/適正市場販売価格算定

# 株式会社創和会計事務所/高橋秀明税理士事務所・報酬規定及び関与内容規定・附則

## 附則事項

- ① 給与計算は、受託できません。=>パートナー社会保険労務士ご紹介  
顧問契約を頂いた場合には、一般的な給与計算のご相談には応じます。
- ② 社会保険・労働保険加入手続きは=>パートナー社会保険労務士ご紹介
- ③ 既に税理士に依頼されている事業者が当事務所へ税理士変更する場合。  
東京税理士会規定により現行税理士報酬を据え置いて受託可能となります。  
※綱紀監察事案※